



一般財団法人 日本海事協会

GHG Ref. No.: 148G

検証声明書

飯野海運株式会社 本社及び連結事業場

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、飯野海運株式会社(本社所在地:東京都千代田区内幸町二丁目1番1号飯野ビルディング、以下「申請者」という)からの申請に基づき、2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)のGHG直接排出量(スコープ1)、エネルギー起源の間接的なGHG排出量(スコープ2)及びその他の間接的排出量(スコープ3)を対象とした「GHG排出量報告書」の検証業務を行った。

対象事業場:申請者の本社事業場、国内・海外の連結事業場・事務所、及び申請者及びその連結事業場が管理する全ての外航船及び内航船(但し、貸し船は除く。)

- 適用規格:
- ① JIS Q 14064-1:2010年版(ISO14064-1:2006年版)
 - ② JIS Q 14064-3:2011年版(ISO14064-3:2006年版)(検証基準)
(準拠した排出量定量化の方法)
 - ① 環境省「ASSET モニタリング報告ガイドライン」Ver.9.0(国内に於ける定量化の方法として選択)
 - ② 東京都総量削減制度「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(2021年4月版)(都内事務所の排出量定量化の方法として選択)
 - ③ GHG プロトコル 企業のバリューチェーン(スコープ3) 算定と報告の基準

保証水準と重要性: スコープ1及び2: 合理的保証水準(重要性の閾値は全体排出量の5%)
スコープ3: 限定的保証水準(重要性の閾値は検証員による専門的判断)

2020年度のGHGインベントリの要約

検証対象 GHG 排出量(スコープ)	トン(tCO ₂)
直接的なGHGの排出量(スコープ1)	928,435
エネルギー起源の間接的なGHGの排出量(スコープ2)	9,860
その他の間接的排出量(スコープ3 カテゴリー2, 3, 5, 6, 7)	212,963
合計GHG排出量	1,151,258

検証意見:当会は、申請者が作成した「GHG排出量報告書」の「直接的なGHGの排出量」、「エネルギー起源の間接的なGHGの排出量」及び「その他の間接的排出量」は、国際規格ISO14064-1:2006を参照し準拠した排出量定量化の方法に基づいて作成されており、全ての重要な点に関して適正であると認める。

2022年1月31日

一般財団法人 日本海事協会

高野裕文



一般財団法人 日本海事協会

GHG Ref. No.: 148G

検証声明書

飯野海運株式会社 本社及び連結事業場

検証業務の一般事項

この検証声明書は、飯野海運株式会社に対して発行されるものである。

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、飯野海運株式会社(本社所在地: 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号飯野ビルディング、以下「申請者」という)より、2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)の「GHG 排出量報告書」の検証業務を委嘱された。

申請者の「GHG 排出量報告書」は、GHG の直接排出量(スコープ1)、エネルギー起源の間接的な GHG 排出量(スコープ2)及びその他の間接的排出量(スコープ3 カテゴリー 2, 3, 5, 6, 7)を対象としている。

検証業務の範囲は、申請者の本社事業場、国内・海外の連結事業場・事務所、及び申請者及びその連結事業場が管理する全ての外航船及び内航船(但し、貸し船は除く。)からの排出量を対象としている。また、GHG 排出量の連結方法は「支配によるアプローチ」(Control Approach)とし、「経営支配力」(Operational Control)としている。

注: 申請者の本社事業場には、申請者の連結事業場以外の企業もテナントとして入居している。これらの企業の排出量は、申請者が参加している東京都総量削減義務と排出量取引制度東京都制度に従って、ビル全体の一棟の建物として一括して算定されている。

適用活動境界は、上記事業場及び船舶内に於ける上記組織の事業活動に伴う直接的な CO₂ 排出量及びエネルギー起源の間接的な CO₂ 排出量とし、それ以外の GHG や NO_x、SO_x、吸収源や貯蔵庫は対象外としている。

- 適用規格:
- ① JIS Q 14064-1:2010 年版(ISO14064-1:2006 年版)(スコープ 1 及び 2)
 - ② JIS Q 14064-3:2011 年版(ISO14064-3:2006 年版)(検証基準)
(準拠した排出量定量化の方法)
 - ① 環境省「ASSET モニタリング報告ガイドライン」Ver.9.0 (国内に於ける定量化の方法として選択)
 - ② 東京都総量削減制度「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(2021年4月版)(都内事務所の排出量定量化の方法として選択)
 - ③ GHG プロトコル 企業のバリューチェーン(スコープ 3) 算定と報告の基準

GHG データの管理責任

申請者は、GHG 排出量報告書の作成と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、当会の責任は、申請者との契約に従い、GHG 排出量報告書に対する検証業務を実施することである。GHG 排出量報告書は、最終的に申請者に承認され、引き続き申請者の責任の下にある。

検証手続

当会の検証は、「ISO14064-1:2006 組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引」の規定を参照して算定され、報告書に明記された GHG データについて、合理的保証を提供するために、「ISO14064-3:2006 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に従って実施された。地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)各付属書、環境省 ASSET モニタリング報告ガイドライン Ver.9.0 及び、GHG プロトコル 企業のバリューチェーン(スコープ 3) 算定と報告の基準は、ISO14064-1 が要求する「定量化の方法」として選択されたもので、モニタリング方法や算定に係る部分のみが適用されている。

結論を得るために、当該検証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- 申請者の本社事業場(東京都)におけるサイト訪問
- 上記サイトでの GHG 排出量データ・情報管理、報告書作成に係わる主な担当者へのインタビュー
- GHG 排出量報告書に含まれている GHG 排出量データ・情報の管理プロセスのレビュー
- GHG 排出量報告書に含まれている GHG 排出実績データ・情報について、本社事業場における集計と入手可能な情報源との整合の検証
- 外航船及び内航船の構造及び排出源データのレビュー
- BDN の QA/QC システム、給油時のダブルチェック体制のレビュー

保証水準と重要性

この検証声明書で表明された検証意見は、重要性の閾値として、スコープ 1、2 は合理的保証水準に基づいて全体排出量の 5.0%、スコープ 3 においては限定的保証水準(検証員による専門的判断)に基づいて決定している。

検証意見

上記の検証手続により、当会は意見表明の為の合理的な基礎を得たと判断しており、下の別表に要約された算定報告書の直接的排出量、エネルギー起源の間接的排出量及びその他バリューチェーンからの間接的排出量は、上記適用規格を参照して作成されており、全ての重要な点に関して適正であると認める。

改善推奨事項

- 全ての GHG を対象としたモニタリング計画を開発されることが望まれます。
- Scope3 の算定手順をマニュアル化し一層の充実を図ることが望まれます。

2022 年 1 月 31 日

一般財団法人 日本海事協会
認証部
主任検証員：
内田 達夫

別表：2020年度のGHGインベントリの要約

検証対象 GHG 排出量(スコープ)	トン(tCO ₂)
直接的な GHG の排出量(スコープ 1)	928,435
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ 2)	9,860
その他の間接的排出量(スコープ 3 カテゴリー 2, 3, 5, 6, 7)	212,963
合計 GHG 排出量	1,151,258

*この検証声明書は、「GHG 排出量報告書」と共に公表される場合のみ有効です。

*この検証声明書は、申請者の算定システム全般を審査対象としておりますが、算定システムの適切性を保証するものではありません。